

介護支援専門員法定研修概要(平成29年4月1日現在)

No.	研修名	指定法人	目的	対象者	平成28年度から 受講料(円)	研修課程等時間数 (平成28年度から)	備考
1	介護支援専門員 実務研修	指定法人 千葉県社会福祉協議会	介護支援専門員としての必要な知識・技能を有する介護支援専門員の養成を図る。	法第69条の2に規定する介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者とする。	受講者負担 56,000円+書籍代 (指定法人に直接納入)	合計87時間(54時間+33時間)以上	
2	介護支援専門員 再研修	指定法人 千葉県社会福祉協議会	介護支援専門員として実務についていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識、技能の再習得を図る。	介護支援専門員として都道府県の登録を受けた者であり、登録後5年以上実務に従事したことがない者又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、今後、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者とする。 また、介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過した者についても、本研修の対象者としてすることができる。	受講者負担 42,000円+書籍代 (指定法人に直接納入)	「介護支援専門員実務研修」の研修課程と一部同様であり、合計54時間以上とする。	同一日程で 開催可能
3	介護支援専門員 更新研修	実務 未経験者	指定法人 千葉県社会福祉協議会	介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図る。	介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験(「実務未経験者」という。)であって、介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者とする。	受講者負担 42,000円+書籍代 (指定法人に直接納入)	「介護支援専門員実務研修」の研修課程と一部同様であり、合計54時間以上とする。
		実務経験者	指定法人 千葉県介護支援専門員協議会	介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者(「実務経験者」という。)であって、介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者とする。	受講者負担 66,000円+書籍代 (指定法人に直接納入)	実務経験者に対する更新研修で行うべき課程については、「介護支援専門員専門研修」の研修内容と同様である。なお、実務経験者として初めて介護支援専門員証の更新をしようとする者に対する更新研修は、専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱと同内容であり、合計88時間以上とする。	
				介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者(「実務経験者」という。)であって、介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者とする。	受講者負担 28,000円+書籍代 (指定法人に直接納入)	更新をしようとする者が2回目以降の者に対する更新研修は、専門研修課程Ⅱと同内容であり、合計32時間以上とする。	
4	介護支援専門員 専門研修	専門研修 課程Ⅰ	指定法人 千葉県介護支援専門員協議会	現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験を元に必要に応じた専門知識、技能の習得を図る。	原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後6か月以上の者とする。	受講者負担 38,000円+書籍代 (指定法人に直接納入)	合計56時間以上
		専門研修 課程Ⅱ	指定法人 千葉県介護支援専門員協議会		原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後3年以上の者とする。	受講者負担 28,000円+書籍代 (指定法人に直接納入)	合計32時間以上
5	主任介護支援 専門員研修	指定法人 千葉県介護支援専門員協議会	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を習得する。	対象者は以下のいずれかに該当し、専門研修Ⅰ及びⅡ又は更新研修(実務経験有)を受講した者(別途要件あり) ・専任介護支援専門員として5年以上従事した者 ・ケアマネジメントリーダー研修等を受講し専任介護支援専門員として3年以上従事した者 ・主任介護支援専門員に準ずる者として現に地域包括支援センターに配置されている者	受講者負担 53,000円+書籍代 (指定法人に直接納入)	合計70時間以上	県において、 実情に応じた 受講要件を設定することは、 差し支えない。
6	主任介護支援 専門員 更新研修	指定法人 千葉県介護支援専門員協議会	主任介護支援専門員が継続的に知識・技術等の向上に努めているかを確認し、自らの足りないものを認識し、更なる資質向上を図る。	対象者は以下のいずれかに該当し、主任介護支援専門員研修終了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者(別途要件あり) ・介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者 ・地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者 ・日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者 ・日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー	受講者負担 43,000円+書籍代 (指定法人に直接納入)	合計46時間以上 ※平成28年度から新規	県において、 実情に応じた 受講要件を設定することは、 差し支えない。